

私は、自由民主党を代表してただいまの第 13 号発議案、すなわち「北朝鮮のミサイル発射に抗議し、即刻制裁措置を求める決議」(案)の趣旨弁明を行います。

本日未明から朝にかけて、計 6 発の弾道ミサイルが次々に発射され、いずれも本県から 500 キロから 700 キロメートル離れた日本海に着弾したとのことであります。

北朝鮮が、ミサイル発射の準備をしていた段階から、わが国をはじめ関係諸国が事前に再三自制を求めていたにもかかわらず、ミサイル発射を強行したことは、平成 14 年 9 月に、ミサイル発射実験の凍結で合意した日朝ピョンヤン宣言に反するだけでなく、国際社会に対するあからさまな挑戦的行為であり、わが国の安全保障はもとより国際社会の平和と安定という観点から、極めて憂慮すべき重大な事態であります。

この際、新潟県議会は、県民の総意を代表して、北朝鮮に対し厳重に抗議いたすべきと考えるところであります。

かかる事態を到底看過することはできません。

政府は、本日から半年間、万景峰 92 号のわが国への入港を禁止する制裁措置を先ほど決めたところではありますが、北朝鮮による日本人拉致事件の一番の被害県である新潟県民として、国際社会の平和と安定を願い、一日も早い拉致事件の解決を図るため、北朝鮮への送金禁止など、あらゆる制裁措置を国に対して強く求めていくべきと思うのであります。

本発議案に対し、満堂のご賛同をお願いいたしまして、趣旨弁明を終わります。